

亀山市告示第44号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 市は、 <u>みえ元気プラン及び第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u> に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業	(趣旨) 第1条 市は、 <u>三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u> に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、三重県移住・就業マ

実施要領（令和元年9月9日実施）及び法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（支援金の金額）

第3条 この告示により交付する移住支援金（以下「支援金」という。）の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円（当該申請の属する年度の4月1日において18歳未満である者（当該申請をした者の配偶者を除く。）を世帯員として帯同して移住をしたときにあっては、当該額に当該18歳未満である者1人につき100万円を加算した額）、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

（支援金の交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあっては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあっては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

〔（1） 略〕

（2）就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。

〔ア及びイ 略〕

ウ テレワークを行う者 次に掲げ

ツチング支援事業実施要領（令和元年9月9日実施。以下「県実施要領」という。）及び法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（支援金の金額）

第3条 この告示により交付する移住支援金（以下「支援金」という。）の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円（当該申請の属する年度の4月1日において18歳未満である者（当該申請をした者の配偶者を除く。）を世帯員として帯同して移住をしたときにあっては、当該額に当該18歳未満である者1人につき30万円を加算した額）、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

（支援金の交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあっては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあっては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

〔（1） 略〕

（2）就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。

〔ア及びイ 略〕

ウ テレワークを行う者 次に掲げ

<p>る事項の全てに該当すること。</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>(イ) <u>デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱</u> (令和5年1月25日付け府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号。以下「要綱」という。) による<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> (要綱第6の1の2) に規定する事業を対象とするものに限る。) 又はその前歴事業を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>[(3) 略]</p>	<p>る事項の全てに該当すること。</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>(イ) <u>地方創生テレワーク交付金制度要綱</u> (令和3年府地創第34号) による<u>地域創生テレワーク交付金</u>を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>[(3) 略]</p>
---	--

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第2号中「それぞれが定める個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀山市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。